

**( 退職・休職等された方について普通徴収に切り替える場合 )**      《記入例 3》  
**1月1日から4月30日までの間に退職される方の残りの税額は必ず一括徴収してください。**

特別徴収税額通知書と同じ住所を必ず記入してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号及び給与所得者の個人番号を記入してください。

特別徴収税額通知書の「指定番号」及び「宛名番号」を記入してください。

「異動後の住所」を本人に確認のうえ記入してください。なお、1月1日現在の住所と同じ場合は「同上」、住所がわからない場合は「不明」と記入してください。

「3」と記入してください。

特別徴収税額通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度中途において税額変更通知書を受けた方については、その通知書の変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

(ア)の欄の金額から(イ)の欄の金額を差し引いた金額を記入してください。

異動した人の特別徴収税額を6月分から何月分まで、いくら徴収されたかを記入してください。

該当する理由の番号を記入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

令和 年 月 日提出		所在地 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 フリガナ マルバツショウジ	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	特別徴収義務者 指定番号 106350
宛名番号 60	所属 総務課給与係	氏名又は名称 株○×商事	担当 氏名 福岡 ゆかり	電話 092-292-3259 内線 ( 1623 )
フリガナ 早良 花子	フリガナ サワラ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 50,000円	(イ) 徴収済額 21,300円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 28,700円
異動年月日 10月 10日	異動の事由 1. 退職・長 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払手続・不定期 6. 合併・解散 7. その他 8. 理由不明	異動後の未徴収 税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合  
 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号  
 所在地 〒  
 フリガナ  
 氏名又は名称  
 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。  
 受給者番号

2. 一括徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため  
 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため  
 徴収予定日 徴収予定額(上記(ウ)と同額)  
 月 日 円  
 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌10日納入期限分)で 円 納入します。

3. 普通徴収の場合  
 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため  
 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため  
 3. 死亡による退職であるため  
 ※市町村記入欄  
 5年度 普切・一括・転勤・不要  
 年度 普切・一括・転勤・不要  
 連絡 月・額・発 事業 履・送・異 個人 履・送  
 不要 済・元フ・市外(連絡) 区・納管

※普通徴収…退職者等が納税通知書により直接納付すること。  
(特別徴収継続、一括徴収以外の場合)

※在職中の従業員の方の徴収方法を本人の希望や事務都合上の理由により、特別徴収から普通徴収へ切り替えることはできません。